

給食費
免除

学用品費等
の補助

校外活動費
等の補助

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

船橋市に住所を有し経済的な理由で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。

就学援助制度は毎年度申請が必要です。既に令和6年度の申請書を提出している場合、改めての申請は不要です。

※原則として、申請書・通帳のコピーのみで申請ができます。

※就学援助が認定となっても学校徴収金は免除となりません。納付が必要です。

※詳細は船橋市ホームページ（下記URL、二次元コード）をご参照ください。

●申請書の入手方法

申請書は各学校、学務課、船橋駅前総合窓口センターで配布しています。
また、申請書はこちら（船橋市HP）からダウンロードすることもできます。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html>



●書類提出先：「在籍している学校」

●提出期限：申請は年度内随時可能です。（最終受付日は2月28日となります）

●令和6年度就学援助に認定となっている方は申請不要です。

就学援助費の支給例（中学校2年生、4月から準要保護認定の場合）

◇ 学用品費22,730円 通学用品費2,270円 消耗品費5,910円 = 年額 30,910円

※上記に加え、給食費が免除、その他校外活動費・修学旅行費等の実費相当額が支給対象となります。

■お問い合わせ先

・就学援助制度の申請、内容に関すること
船橋市教育委員会 学務課 就学助成係

TEL047-436-2852

・医療費に関すること
船橋市教育委員会 保健体育課 保健係

TEL047-436-2874

・学校給食費に関すること
船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係

TEL047-436-2418

<メール配信用>